

第 11 章 保育士修学資金に関わる Q & A

《 書類の提出について 》

Q1. 書類の提出は郵送でも可能ですか？

A1. 重要な個人情報を含むため、持参または郵送によりご提出ください。

《 返還の履行猶予について 》

Q2. 保育士業務に従事するため返還猶予の申請をしたいのですが、まだ手元に保育士証が届いていません。保育士登録済証明書の写しに代えることはできますか？

A2. 4月の提出期日時点では、保育士登録済証明書（写）をご提出ください。ただし、保育士証がお手元に届き次第、その写しを提出する必要があります。6月中に保育士証が届かず、提出できない場合は、必ずご連絡ください。

Q3. 保育士資格を取得後、就職をしましたが、出産のため一度退職することになりました。復帰する予定ですが、すぐお金を返さなくてはいけないのでしょうか？

A3. 返還の履行猶予を申請することができます。ただし、保育士修学資金返還猶予申請書（様式第8号）に再就職を目指す旨を記入し、医師の診断書等を添付の上、申請してください。なお、履行猶予期間はお子様が2歳になる月までとします。（第7章の1参照）

※承認された猶予期間を終え再就職した際は、従事先変更届兼指定施設証明届（様式第15号）をご提出ください。

Q4. 病気により、半年間休むことになりました。返還の猶予申請が改めて必要ですか？

A4. 勤務先法人の規程に従い休業を取得する場合は、医師が療養に必要と認める期間について返還猶予の申請を行うことができます。保育士修学資金返還猶予申請書（様式第8号）に医師の診断書を添付の上、ご提出ください。（第7章の1参照）

※職場に復帰した際は、必ず本会までご連絡ください。ご連絡がない場合、保育士業務の従事期間に算入することができません。

《 返還の免除について 》

Q5. 資格取得後、就職し3年目を迎えました。来月から産休を取得する予定なのですが、復帰後改めて5年間保育士業務を行う必要がありますか？

A5. 返還猶予事由（産休）前後の勤務月数を通算して5年間となれば返還免除を申請することができます。（第8章の1参照）

また、出産休暇等休業期間は返還猶予の対象となります。返還猶予申請書に当該事実を証明する書類を添付し、ご提出ください。（第7章の1参照）

※職場に復帰した際は、必ず本会までご連絡ください。ご連絡がない場合、保育士業務の従事期間に算入することができません。

《 指定施設について 》

Q6. 就職を希望する施設が指定施設に該当しているか確認をしてもらえますか？

A6. 養成施設に在学中は、養成施設を通じてお問い合わせください。
また、指定施設の種別については、指定施設一覧（5頁）を参照してください。

Q7. 預かり保育を常時している幼稚園という際の『常時』とはどの程度ですか？

A7. 1日4時間以上、かつ週5日（年間200日）以上、預かり保育をしている幼稚園が対象となります。

Q8. 認定こども園への移行予定とは、いつまでを目途に予定していればよいのですか？

A8. 令和4年度までに移行を予定している幼稚園が対象となります。

《 その他 》

Q9. 転職する予定ですが、手続きは必要ですか？

A9. 従事先変更届兼指定施設証明届（様式第15号）の提出が必要です。転職後、2週間を目安にご提出ください。

なお、届出後、本会及び横浜市の確認により、指定施設に該当しないとわかった場合は返還となります。転職前に、必ずご相談いただき、指定施設であるかの確認をしてください。（第8章の1参照）